

# 「くまとりやもん」ブランド認定事業実施要領

## (目的)

第1条 熊取町では、町内中小企業・事業所の優れた技術を元に生み出され、「熊取らしい魅力」を備えた優れた産品を「くまとりやもん」として認定し、情報発信や、販売促進を推進するとともに、熊取町の知名度向上を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

## (認定対象)

第2条 「くまとりやもん」の認定の対象となるものは次のとおりとする。

- 1 一般消費者に販売可能な最終製品であること。
- 2 熊取町内で製造・販売又は加工された産品であること。
- 3 他の特許・意匠登録など権利関係を侵害していないこと。また係争中でないこと。
- 4 関係法令や安心・安全に関する基準を満たしていること。

## (認定基準)

第3条 「熊取らしい魅力」を持った産品を「くまとりやもん」として認定するための認定基準は、「熊取ブランド創造会議」（以下「創造会議」という。）が別に定める。

## (認定申請資格)

第4条 「くまとりやもん」の認定の申請を行うことができる資格のある者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 認定の対象となる産品を取り扱う者であって、製造又は販売が熊取町内にある事業者及び団体であること。
- (2) 品質管理・商品管理について、自主的もしくは第三者による管理の体制が確立されていること。
- (3) 責任者、責任の所在が明確であり、消費者からの苦情や要望等に対する処理体制が確立されており、生産物賠償責任等の一切の責任を負うことができること。
- (4) 町税及び町債務を滞納していないこと。

## (認定の申請)

第5条 創造会議は、年1回期間を定めて申請を募集し、「くまとりやもん」の認定を受けようとする事業者は産品等の生産・製造・販売に関する特徴等を申請様式に記載し、創造会議に提出する。

(認定の審査・決定)

- 第6条 前条による申請を受けた製品の認定は、認定基準に基づき、創造会議が審査する。
- 2 前項により、申請を受けた製品等が認定基準に適合すると認めるときは、「くまとりやもん」(以下「認定品」という。)として認定するとともに、認定証を交付するものとする。  
なお、認められない場合は、その理由を付して通知する。
- 3 創造会議は、前項の認定を行ったときは、認定品及び認定品の生産者・製造者・販売者(以下「取扱者」という。)を公表するものとする。

(認定の有効期間及び再認定)

- 第7条 前条第2項に規定する認定の有効期間は、創造会議が特に定めるものを除き、認定を受けた日から5年を経過した日の属する年度末とする。
- 2 前項に規定する認定の有効期間が満了となる場合において、再認定を受けようとする者は、認定申請書を創造会議の指定する期日までに提出しなければならない。
- 3 前条の規定は、前項の再認定について準用する。

(認定の変更)

- 第8条 認定品の取扱者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を創造会議に届け出るものとする。
- (1) 認定品の名称を変更したとき
- (2) 認定品の取扱者の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき
- (3) 認定品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき

(認定の取り消し)

- 第9条 創造会議は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
- (1) 認定品が認定基準に適合しなくなったと認められるとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) 認定品の生産、製造若しくは販売を中止又は廃止したとき
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者であること、また法人にあって役員等がこれらの者と判明した場合
- (5) その他、「くまとりやもん」の信頼を著しく損う行為があったとき
- 2 創造会議は、前各号の認定の取り消しを行ったときは、認定品及び認定品の取扱者を公表することができる。

(認定の表示)

第10条 認定品の取扱者は、認定品の容器包装、啓発用品等に認定品であることを表示することができる。

(支援事業への参加)

第11条 認定品の取扱者は、「熊取ブランド創造会議」が認定品の販売促進を図るための支援事業に参加できるものとする。

(認定品の取扱者の責務)

第12条 認定品の取扱者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、積極的に「くまとりやもん♪」のイメージ向上に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに創造会議に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、創造会議が別に定める。

(附則)

この要領は、平成30年6月26日から施行する。